

風しんワクチン接種医療機関の長 様

大阪市風しんワクチン接種券持参者の接種費用の取り扱いについて（お願い）

大阪市風しんワクチン接種費用助成事業において、対象者のうち低所得者（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯）については、一時的な費用負担を避けるため、大阪市風しんワクチン接種券（以下「接種券」という）を発行し、接種券を持参のうえ、医療機関にて予防接種を受けていただくこととしています。

ついでには接種券持参者の接種費用について、次のように取り扱いいただきますようお願いいたします。

1. 接種方法

(1) 申込み

接種は原則予約制とし、事前に申込みを受け付けてください。

(2) 接種当日

接種券を持参した者から接種券を受領し、接種券の医療機関記載欄（代理受領者欄）に必要事項を記載してください。

なお、接種券の中ほどにある請求及び受領に関する申請者記載欄に、必要事項の記載がない場合は、接種券持参者に記載を求めてください。

また、接種券の中の該当欄に、接種したワクチンの種類について（○）を記入ください。

2. 接種費用

接種券持参者にかかる接種費用は、接種券に記載のワクチンごとの助成限度額の範囲内で、後日本市より接種医療機関へ支払いますので、接種券持参者からは費用を徴収しないでください。

ただし、医療機関が定める接種費用が助成限度額を超える場合は、その超過する金額を接種券持参者へ請求してください。

3. 接種費用の請求

接種費用の請求は、原則として1か月単位で取りまとめ、翌月の10日（但し、3月接種分については3月31日）までに「大阪市風しんワクチン接種助成金請求書」（様式4号）に接種券の原本を必ず添付し、下記まで送付してください。

〒545-0051

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000あべのメディックス11階

大阪市保健所 感染症対策課（感染症グループ）

TEL06-6647-0656

FAX06-6647-1029

請求書の記載にあたっては、請求書にある「請求単価確認欄」を用いて単価を確認のうえ、請求金額の算定を行ってください。

4. 接種費用の支払い

接種費用は提出いただいた請求書に記載の銀行口座に、大阪市会計室から振り込まれます。